川西市市民協働事業

募集要項

市民協働事業補助金ができたんだ！
皆さんからの提案を待ってるよ！！

川西市では、社会的課題や身近な地域課題に対して、ＮＰＯやボランティア団体などの市民公益活動団体が持つ先駆性や専門性を活かし、市と協働してその効果的又は効率的な解決を図ることで、より住み良いまちづくりの実現をめざすことを目的に、市民公益活動団体等が実施する自主事業に必要な経費の一部を補助する川西市市民協働事業補助金を新たに創設しました。

募　集　概　要

対象事業・・・市民公益活動団体等が実施する社会的課題などの解決に向けた自主事業で、第５次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業

提案者・・・・一定の要件を満たす市民公益活動団体等

補助額・・・・事業経費の２分の１（上限２０万円・５団体程度）

募集期間・・・平成２６年４月１日（火）～平成２６年４月３０日（水）

応募方法・・・地域分権推進課へ郵送又は持参（市役所４階５番窓口）

川西市総合政策部参画協働室　地域分権推進課
TEL　072－740－1600

応募から事業実施までの流れ

１．事業の募集　平成２６年４月１日（火）～３０日（水）　２～４ページ

・市民公益活動団体等が実施する自主事業で、社会的課題などを解決し、第５次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める内容の提案事業を募集します。

２．公開プレゼンテーション　平成２６年５月22日（木）　午後２時～　５ページ

・公開プレゼンテーションにより審査を行います。応募書類には書き表せない事項や、活動に対する想い等を発表していただきます。

３．協働事業の選定　平成２６年５月下旬～６月上旬　５ページ

・公開プレゼンテーションの審査結果をもとに、協働事業の選定を行います。結果は、協働事業補助金交付決定通知書又は協働事業補助金不交付決定通知書により通知します。

４．補助金の交付（概算）　交付決定日以降　５ページ

・協働事業を完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができる場合は、協働事業の完了前に補助金を概算で交付します。

５．協働事業の実施～完了　交付決定日から平成２７年３月末日　６ページ

・協働事業を実施し、完了した時は、速やかに協働事業補助金実績報告書と添付資料の提出をお願いします。

６．補助金の交付(確定)・精算　協働事業の完了から平成２７年４月中旬ごろまで　６ページ

・協働事業補助金実績報告書の内容を審査し、適切であると認められる場合は補助金を確定し、交付します。なお、既に補助金の概算交付を受けている事業について、不用額が発生したときは、その額の返還をお願いします。

７．成果報告会　平成２７年５月頃　６ページ

・協働事業の実施内容、成果等について、公開の場で報告していただきます。

１．事業の募集　（平成２６年４月１日～３０日）

（１）提案事業の要件

提案事業は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

①提案者が川西市内で実施する自主事業であること

②第５次川西市総合計画に沿ったまちづくりを進める事業であること

③川西市から他の補助、助成等の資金援助を受けている事業又は受ける予定の事業でないこと

（２）提案者の要件

提案者は、次のすべての要件を満たしている市民公益活動団体等であることが必要です。

①市内に本拠を置き、概ね５人以上の構成員で組織していること

②組織の運営に関する定款、規則及び会則等の定めを有すること

③適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること

④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと

⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）の規定による処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体でないこと

～市民公益活動とは～

自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことをいいます。なお、以下の点にもご注意ください。

○専ら直接的に利潤を追求することを目的とした活動や、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦支持反対することを目的とした活動は除きます。

○企業などの事業者が、営利を主たる目的としないもので、不特定かつ多数のものの利益の実現を目指す社会貢献的な活動を行う場合は、事業者も公益活動を行うものとして、当制度の対象となります。

（３）補助金の額

提案事業が協働事業として採択された場合は、補助金を交付します。補助金の額は、協働事業の実施に必要な経費の２分の１（上限２０万円・５団体程度）です。

※補助金は、単年度ごとの事業に対して交付します。同一の事業については３回を限度として交付します。

（４）補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、協働事業の実施に必要な経費とします。（すべての経費について、領収書が必要です。）

【対象経費】

項目	具体例
報償費・謝礼	ボランティア、講師、専門家、出演者等への報償・謝礼（提案団体構成員に対するものは除く）など
備品購入費	備品（事務局の運営に使用するものを除く）の購入費
消耗品費	チラシ・ポスター・報告書等の用紙など消耗品の購入費
材料費	協働事業の実施に必要な材料の購入費
印刷製本費	チラシ・ポスター・活動資料等のコピーや印刷代、写真等の現像費などの記録費
（外部）委託費	専門的知識・技術等を要する業務を外部委託した場合の委託費
保険料	ボランティア保険、イベントなどの保険料
使用料及び賃借料	協働事業の実施に係る機器類等の賃借料（レンタル）及び研修会やイベントなどの会場等の使用料
通信運搬費	資料等の送料、会場までの機材・備品等の運搬費など
旅費	講師等との打ち合わせに伴う交通費等
その他の経費	上記以外で、協働事業の実施に必要であると市長が認めるもの

【対象外経費】

・提案団体の事務所等の維持管理経費
・提案団体の経常的な活動経費
・提案団体の構成員に対する人件費及び謝礼
・飲食費（実施事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼的なものは含まない）
・支出内容の不明確な経費
・提案団体が支払ったことが明確に確認できない経費
・協働事業に直接関係のない経費
・市長が社会通念上適切でないと認めた経費

ご注意ください

補助金は、公金です。協働事業を実施するために支出する経費であっても、内容が補助対象経費にあてはまらないものについては補助金の対象外となります。

（５）応募に必要な書類

以下の書類の提出が必要です。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

①協働事業補助金交付申請書
②協働事業収支予算書
③自由提案型協働事業提案書
④団体概要書
⑤定款、規則、会則その他これらに類するもの
⑥役員名簿
⑦団体の活動状況を示す資料
⑧団体の経営状況を示す資料
⑨その他活動の様子が分かる資料（会報、新聞の切抜、写真など）

※様式は７～１１ページをご覧ください。

（６）応募方法

「（５）応募に必要な書類」に記載の必要書類を市の担当窓口まで提出をお願いします。

提出期限：平成２６年４月３０日（水）午後５時３０分まで
提出書類：（５）に示した書類
提出方法：持参又は郵送（４月３０日消印有効）
提出先：川西市地域分権推進課(川西市役所４階)
〒６６６－８５０１　川西市中央町１２番１号

※本制度の目的に合致しない場合又は提案者の要件を満たしていない場合は、公開プレゼンテーションに進むことはできません。その場合は協働事業却下通知書で通知します。

２．公開プレゼンテーション　（平成２６年５月２２日）

審査は、公開プレゼンテーションにて行います。提案団体には、事業内容や応募書類には書き表せない事項、活動に対する想い等を発表していただくとともに、協働事業審査会からの質問に答えていただきます。

（１）開催要領

日時：平成２６年５月２２日（木）１４時から
場所：川西市役所７階大会議室
内容：１団体につき事業説明１５分程度（事業説明１０分、質疑応答５分）のプレゼンテーション
※欠席の場合は、応募を取り下げたものとみなします。
※各団体のプレゼンテーション終了後、協働事業審査会が協働事業の採択の適否について審査を行います。

（２）審査基準

協働事業審査会における審査基準は次のとおりです。
①先駆性　②公益性　③協働の妥当性　④実現可能性　⑤効果　⑥川西市らしさ

３．協働事業の選定　（平成２６年５月下旬～６月上旬）

市長は、公開プレゼンテーションでの審査結果を参考に、協働事業を選定します。協働事業として選定した事業は、協働事業補助金交付決定通知書により通知します。不採択となった事業については、協働事業補助金不交付決定通知書により通知します。
※交付に際して、条件が付く場合があります。

４．補助金の交付（概算）

（１）補助金の概算払い

協働事業が完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができる場合は、協働事業の完了前に概算で補助金を交付します。概算払いを希望する提案団体は、協働事業補助金交付請求書で市に補助金を概算請求してください。※概算で交付請求できる額は、協働事業補助金交付決定通知書に記載されている交付決定額を限度とします。

（２）協働事業の変更について

協働事業を実施するうえで、やむを得ず当初の事業計画内容から変更が生じるときや、当初予定していた必要経費を超えるときは必ず事前に地域分権推進課までお知らせください。

５．協働事業の実施～完了　（交付決定日～平成２７年３月３１日）

（１）協働事業の実施

協働事業に選定された事業を、提案書に沿って実施していただきます。

（２）協働事業の完了

協働事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類の提出をお願いします。

①協働事業補助金実績報告書
②協働事業決算収支報告書
③補助対象経費に係る領収書の写し
※事業実績の確認のため必要がある場合には、他の資料等の追加提出をお願いすることがあります。

６．補助金の交付（確定）・精算　（協働事業の完了～平成２７年４月中旬）

（１）補助金の確定払い

協働事業補助金実績報告書をもとに補助金額を確定し、提案団体に協働事業補助金確定通知書で通知しますので、協働事業補助金交付請求書で市へ補助金交付の請求をお願いします。

（２）補助金の精算

協働事業補助金の概算払いを受けた事業のうち、概算払い額が確定した補助金額を超過した場合には、その超過分を市に返還していただきます。

７．成果報告会　（平成２７年５月頃）

成果報告会は、提案団体が取り組んだ協働事業の成果を公開の場で発表していただくことによって広く市民の皆さんへの周知を図ることを目的として開催します。

協働事業補助金交付申請書

年　　月　　日

川西市長

申請者の住所又は所在地

団体名

代表者氏名　　印

協働事業補助金の交付を受けたいので川西市市民協働事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業の効果	
交付申請額	円

協働事業収支予算書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

収入費目	収入内容	積算根拠（単価×回数）	小計
補助金等			
事業収入			
会費収入			
寄付金収入			
その他			
		合計	

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

支出費目	支出内容	積算根拠（単価×回数）	小計
		合計	

注）金額の根拠を明示してください。

　例、カタログ・見積書などの添付

　例、講師謝礼金の場合、講師予定者の肩書き・居住都市名を記入

記入方法　支出費目：報償費・謝礼、備品購入費、消耗品費、材料費、印刷製本費、（外部）委託費、保険料、使用料及び賃借料、通信運搬費、旅費、その他の経費　に分類して記入。

その他：収入合計と支出合計が同じ額になるよう注意してください。

支出費目のうち、報償費・謝礼については、団体構成員に対するものを除くこと。

年　　月　　日

川 西 市 長　様

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自由提案型協働事業提案書

市との協働事業について、次のとおり提案します。

団　体　の　名　称	
事　業　の　名　称	
1　提案内容	
第５次川西市総合計画のどのテーマの実現に寄与するのか	1．暮らし　　2．安全安心　　3．生きがい　　4．つながり
事　業　計　画 (いつ、どこで、だれが、だれを対象にどのような手段で事業を行うのか？)	
成　果 （期待される成果や波及効果）	

2　事業をうまく進めるための留意事項	
問　題　点 （提案事業を進めていく上で、想定される問題点）	
そ　の　他 （伝えておきたいことがあれば記入してください）	

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

団 体 概 要 書

団体の名称			
代表者	役職名・氏名		
	連絡先	TEL(　)　-　FAX(　)　- E-mail	
	住所	〒	
連絡責任者	役職名・氏名		
	連絡先	TEL(　)　-　FAX(　)　- E-mail	
	住所	〒	
団体の概要	構成員数	会員数　人	専従職員　人
		役員数　人	うち有給職員　人
	設立年月	年　月	
	活動の目的		
	主な活動内容		
事業実績	実績	時期	内容(事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など)
	行政との協働実績		

提案団体の要件チェックシート　(該当すれば左の□欄にレをつける)	
	＜団体の基本項目＞
□	(1)　市内に本拠を置く、５人以上の構成員で組織された市民公益活動団体又は事業者である
□	(2)　運営に関する定款、規約、会則等を定めている団体である
□	(3)　適切な会計処理が行われている団体又は適切な会計処理を行う能力を有している団体である
□	(4)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体ではない
□	(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又は当該団体若しくはその役職員若しくは構成員の統制下にある団体ではない

※記入内容が多い場合、「別紙」(任意様式)でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

様式は市ホームページから

ダウンロードできます。

http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/

お問合せ先

川西市総合政策部参画協働室　地域分権推進課
（川西市役所４階５番窓口）
〒６６６－８５０１　川西市中央町１２番１号
電話：０７２－７４０－１６００
FAX：０７２－７４０－１３２２